(二十二)	(二十三)	(二十四)	(二十五)	(二十六)	(二十七)
	連動機構用予備電源	自動閉鎖装置	手動閉鎖装置	総合的な作動の状況	
劣化及び損傷の状況	容量の状況	設置の状況	設置の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	防火区画（令第百十二条第九項の規定による区画に限る。）の形成の状況
目視により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター（二十七）の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごと、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。
変形、損傷又は著しい腐食があること。	容量が不足していること。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	速やかに作動させることができる位置にこと、周囲に障害物があること、操作ができない変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

別表第三

	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)
(い)検査項目	耐火クロススクリーン 設置場所の周囲状況	駆動装置	カーテン部 耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	ケース	まぐさ及びガイドレール	危害防止装置			
(ろ)検査事項	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	劣化及び損傷の状況	劣化及び損傷の状況	危害防止用連動中継器の配線の状況	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	危害防止装置用予備電源の容量の状況	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況
(は)検査方法	目視により確認する。	目視、聴診又は触診により確認する。	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。
(に)判定基準	物品が放置されていることにより耐火クロススクリーンの閉鎖に支障があること。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。	ケースに外れがあること。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。	劣化、損傷又は脱落があること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	容量が不足していること。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと。